

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

I 提案趣旨

埼玉県市町村総合事務組合を構成する鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議する必要があることから提案するもの

II 規約の主な変更内容

別表第1及び別表第2に掲げる構成団体の名称を次の通り変更する。

新	旧
彩北広域清掃組合	鴻巣行田北本環境資源組合

III 施行日関係

埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
組合市町村		組合市町村	
(略) <u>彩北広域清掃組合</u> (略)		(略) <u>鴻巣行田北本環境資源組合</u> (略)	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
共同処理する事務	組合市町村	共同処理する事務	組合市町村
第4条第1号に掲げる事務	(略) <u>彩北広域清掃組合</u> (略)	第4条第1号に掲げる事務	(略) <u>鴻巣行田北本環境資源組合</u> (略)
第4条第2号に掲げる事務	(略)	第4条第2号に掲げる事務	(略)
第4条第3号に掲げる事務	(略)	第4条第3号に掲げる事務	(略)